

警察官等に対する特別ほう賞実施要領について（例規）

制定 昭和36.7.21 6京監第253号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

警察官等に対する特別ほう賞実施要領が、別添のとおり閣議決定になり、昭和36年6月13日から実施されることとなつた旨、警察庁次長から通達があつたから、該当事案発生の場合は取扱い上留意されたい。

なお、これが運用方針および上申手続等については、総理府において検討中である。

別添

警察官等に対する特別ほう賞実施要領

昭和36年6月13日

閣議決定

最近における暴力犯罪増加の傾向にかんがみ、警察官、海上保安官等の職務の執行を保護し、法の実効を確保するため、下記の要領により、警察官等に対する特別ほう賞を実施するものとする。

記

第1 次の各号に掲げる者が、暴力犯罪を鎮圧するため、危害を加えられることをかえりみることなく犯人の逮捕または犯罪の制止を行なうに当たり、危害を加えられ、そのため死亡し、または著しい身体障害が残ることが明らかな場合において、その行為が特に賞すべきものであると認められるときは、内閣総理大臣は、その者の功労を表彰し、特別ほう賞金を授与する。

(1) 警察官

(2) 海上保安官および海上保安官捕

(3) 麻薬取締官および麻薬取締員

(4) その他法令により司法警察職員として職務を行なうべき者または司法警察職員に準じて職務を行なうべき者で、武器の携帯を認められているもの

第2 殉職者に対する表彰は、生前にさかのぼつて行なうものとする。

第3 特別ほう賞金は、殉職者ほう賞金および障害者ほう賞金とし、殉職者ほう賞金の額は別表第1、障害者ほう賞金の額は別表第2のとおりとする。

第4

1 殉職者ほう賞金は、殉職者の遺族に授与するものとする。

2 遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子、父母、孫および祖父母で、殉職者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、殉職者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

(4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で前2号に該当しないもの

3 前項に掲げる者の殉職者ほう賞金を受ける順位は、前項の各号の順位により、第2号また

は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 殉職者ほう賞金を受けべき同順位の者が2人以上ある場合においては、殉職者ほう賞金は、その人数によつて等分して授与するものとする。

5 殉職者ほう賞金を受けべき遺族が、第2項第3号または第4号に掲げる者であるときは、その2分の1に相当する額以内を減額することができる。

第5 この要領による警察官等に対する特別ほう賞は、昭和36年6月13日から実施する。

別表第1

功 勞 の 程 度	金 額
抜群の功勞があると認められる場合	200万円をこえ、300万円以下
顕著な功勞があると認められる場合	100万円をこえ、200万円以下
多大な功勞があると認められる場合	100万円以下

別表第2

功勞の程度 \ 身体障害の程度	身体障害が著しく重いものである場合	身体障害が特に重いものである場合	身体障害が重いものである場合
抜群の功勞があると認められる場合	210万円をこえ、300万円以下の金額	120万円をこえ、210万円以下の金額	120万円以下の金額
顕著な功勞があると認められる場合	140万円をこえ、200万円以下の金額	80万円をこえ、140万円以下の金額	80万円以下の金額
多大な功勞があると認められる場合	70万円をこえ、100万円以下の金額	40万円をこえ、70万円以下の金額	40万円以下の金額

備 考

- 1 身体障害が著しく重い場合とは、身体障害が国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）別表第1（以下「別表」という。）の第1級から第3級までの等級に該当するものである場合をいう。
- 2 身体障害が特に重いものである場合とは、身体障害が別表の第4級から第6級までの等級に該当するものである場合をいう。
- 3 身体障害が重い場合とは、身体障害が別表第7級から第8級までの等級に該当するものである場合をいう。

（国家公務員災害補償法別表省略）